

広報 みどりの風

~Wind of Green~

No.239 2025年10月号 飯田市農業振興センター 飯田市鼎東鼎281番地(飯田市農業課内) 0265(21)3217 <https://www.iida-nougyou.com/>

農業後継者(親元での新規就農)への 支援制度があります

飯田市では、認定農業者をはじめとした農家の後継者への支援を行っています(農業後継者就農時支援事業)。農業後継者になってから1年以内の申請が必要ですので、お早めにご相談ください。

●申請できる方は、次のすべてに該当する農業後継者です。

- ・経営耕地面積10a以上または農産物販売金額15万円以上の農家であること
- ・農業に従事し始めた年齢が60歳未満であること
- ・年間150日以上農業に従事すること

補助金額(年額)	認定農業者の後継者	30万円(最長3年間)
	認定農業者以外の農家の後継者	10万円(就農時1回)

上記以外の要件もありますので、詳しくはお問合せください。

お問合せ先

飯田市農業課 農業振興センター係 0265-21-3217

長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 R8年度学生募集 ～就農するための学びの場が、ここにあります！～

南信農業試験場を学びの場とし、南信地域の主力品目である日本なしや特産「市田柿」など果樹栽培の技術と知識を習得します。社会人経験者の方の入学も心からお待ちしています。

▶教育内容

農業実科(1年間)

【対象:高校卒業程度】
実習と講義を通じて、栽培・病害虫防除などの基礎的な知識と技術を学びます。

※「農業実科」と「農業研究科」にて合計2年間学ぶことができます。
※入学定員はいずれの学科も若干名です。(少数精鋭で密度の濃い教育)

農業研究科(1年間)

【対象:実科・短大卒業程度】
試験場の研究員の指導により専攻研究に取組み、より高度で実践的な知識と技術を学びます。

▶資格取得

- ・大型特殊、けん引免許(農耕用)
- ・バックホー、フォークリフト
- ・その他農業経営に役立つ資格、検定

※詳細は[こちら](#)
南信式HP
学校案内



▶入試スケジュール(令和8年度)

区分	願書受付	試験日	合格発表
推薦	R7.10.10～R7.10.24	R7.11.11	R7.11.19
一般	前期 R7.11.17～R7.12.1 後期 R8.1.7～R8.1.21	R7.12.16 R8.2.5	R7.12.24 R8.2.13

▶授業等に必要な年間経費

入学金	5,650円
授業料	42,000円
教材費	5万円程度

※「資格取得費用等(実費)」に10万円程度



【お問い合わせ】長野県農業大学校南信農業実科・研究科(南信農業試験場内)
TEL 0265-35-2240 FAX 0265-35-4887
E-mail nodainanshin@pref.nagano.lg.jp

市田柿加工講習会の開催

参加料 無料

市田柿の収穫・加工の手伝いをされる皆様を対象に、作業講習会を開催します。是非この機会に講習会に参加し、地域ブランドである「市田柿」の生産にご協力ください。

【日 時】10月23日(木) 午後1時30分～

【場 所】JAみなみ信州 伊賀良支所 営農課会議室(飯田市北方3852-22)

【対 象】市田柿の収穫・加工作業のお手伝いをされる方

【内 容】○市田柿の作業工程・注意事項等の説明

○柿の収穫作業～皮むき作業～干し作業の実技

【服装等】作業のできる服装、筆記用具



柿講習会の様子

参加申し込み先

飯田市農業振興センター ☎0265-21-3217



スマホアプリでマッチング 1日農業バイト 大好評です!



1日農業バイト「デイワーク」は農家さんと求職者を1日単位で結びつけるサービスです。数時間から1日単位でお申し込みが可能です。「農ある暮らし」、子育ての合間や休日等の空いた時間を活用して農作業をしてみませんか。

●作業内容(例) 10~12月 りんご・梨の収穫・野菜の収穫・荷造り、市田柿の収穫・出荷
※毎年、市田柿の作業で人手が不足しています。ぜひお手伝いください!!

季節を問わず、畜産やきのこの募集も出ています！



daywork
ダウンロード方法

iPhone/iPad
App Store
からダウンロード



Android
GET ON
Google Play



市田柿作業
求人多数!!

AppStoreまたはGooglePlayにアクセスし「daywork」で検索するか、カメラでQRコードを読み取り、表示されたアプリをダウンロードしてください。

お問合せ先

JAみなみ信州 営農部 営農企画課 ☎0265-52-6644
飯田市農業課 農業振興センター係 ☎0265-21-3217

家族経営協定を締結して意欲とやりがいのある農業経営を

●家族経営協定とは

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

協定書の内容に決まりはありません。家族間の話し合いで協定書に盛り込む内容を決めてもらいます。

●家族経営協定締結の主なメリット

- ①認定農業者を共同で申請し、共同で認定を受けられます。
- ②女性農業者や農業後継者が資金を借りる場合、家族経営協定を締結していることが要件になっています(農業改良資金・農業近代化資金・経営体育強化資金等)。
- ③「認定農業者かつ青色申告者」である経営者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者は、農業者年金の保険料の一部について国の補助金を受け、積み立てることができます。
- ④家族経営協定を締結していると、認定新規就農者として経営開始資金(夫婦型)を受ける場合、資金が加算される制度があります。

お問合せ先

飯田市農業委員会事務局 ☎0265-21-3219